

# 新上五島町若者新規就労支援奨励金 交付申請の手引き

平成 29 年 10 月

総合政策課 地域づくり班

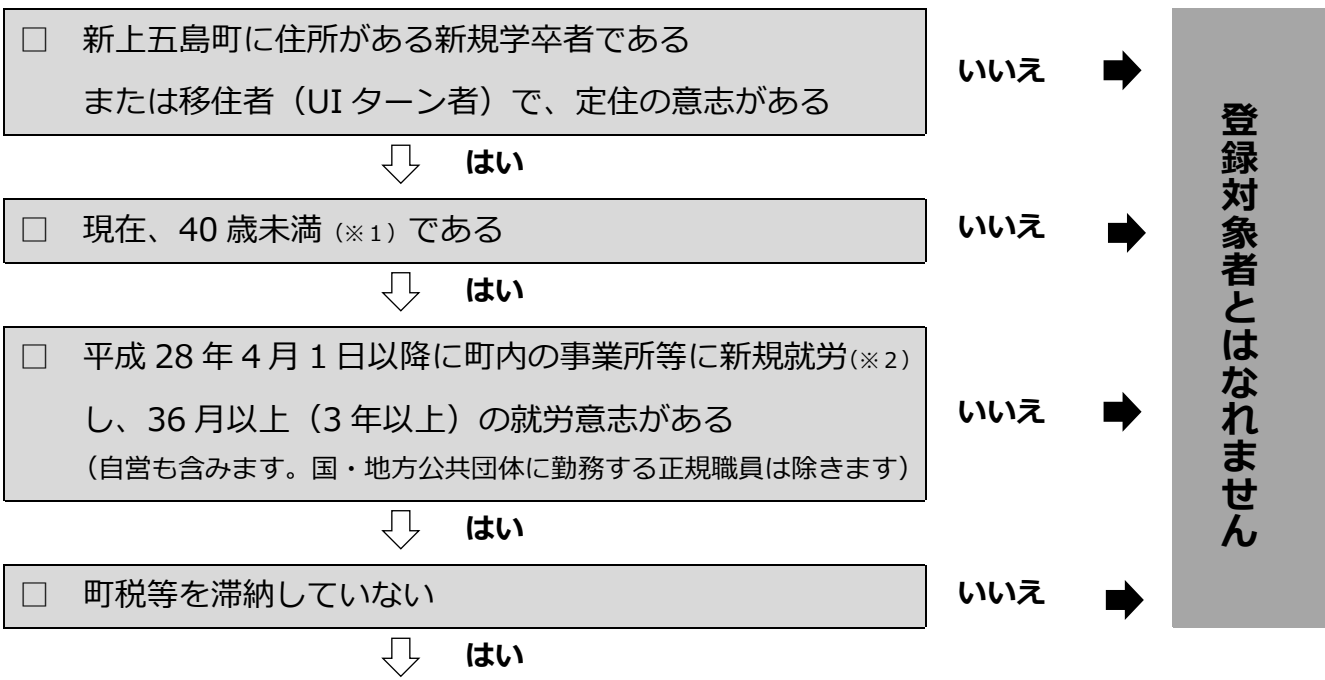
# 若者新規就労支援奨励金について

若者の減少が著しいなか、町内での就労を積極的に推進し、若者を呼び込み活気あるまちづくりを推進することを目的に、町内の事業所等に新規就労する方に対し奨励金を交付します。

## 受給資格登録対象者の要件

以下の要件にすべて該当する方が奨励金の受給資格登録対象者となります。

### ①奨学金返還者以外



## 奨励金の受給資格登録対象者となります

就職日から 1 年以内に受給資格登録申請が必要です

- ※ 1 受給資格登録申請日時時点で 40 歳未満とします。
- ※ 2 新規学卒者又は移住者が町内の事業所等に初めて就職することをいい、町内事業所間での転職、自営業からの就職等は対象外とします。雇用形態については、正社員・非正社員は問いませんが、日々雇用等は対象外とします。

## 奨励金の額

10 万円

（支給は就労後 36 月以上経過し、交付申請を行ってからになります）

また、受給資格登録対象者のうち、奨学金を返還する方（奨学金返還者）については、奨学金の返還分について奨励金を交付します。

## ②奨学金返還者

新上五島町に住所がある新規学卒者である  
または移住者（UI ターン者）で、定住の意志がある

いいえ →

↓ はい

現在、40 歳未満（※1）である

いいえ →

↓ はい

平成 28 年 4 月 1 日以降に町内の事業所等に新規就労（※2）し、36 月以上（3 年以上）の就労意志がある  
（自営も含みます。国・地方公共団体に勤務する正規職員は除きます）

いいえ →

↓ はい

奨学金（※3）を遅滞なく返還中である  
または登録申請年度内に奨学金の返還を開始する

いいえ →

↓ はい

町税等を滞納していない

いいえ →

↓ はい

**奨励金の受給資格登録対象者となります**  
就職日から 1 年以内に受給資格登録申請が必要です

登録対象者とはなりません

※ 1 受給資格登録申請日時時点で 40 歳未満とします。

※ 2 新規学卒者又は移住者が町内の事業所等に初めて就職することをいい、町内事業所間での転職、自営業からの就職等は対象外とします。雇用形態については、正社員・非正社員は問いませんが、日々雇用等は対象外とします。

※ 3 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の在学中に借り入れた日本学生支援機構の奨学金又は地方公共団体が設置する奨学金のことをいいます。

### 奨励金の額

奨学金等の返還金額とし、**年間 20 万円**を限度とします。

支給対象期間は、**奨励金の交付対象となった最初の月から起算して 36 月**を限度とします。

（奨学金返還者は、年度毎に交付申請が必要です）

## 【奨学金返還者の奨励金交付イメージ】

### ◆ 1年目①（年度途中から奨学金の返還を開始した場合）

交付対象期間（就労実績としてカウントできる期間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
4月から町内に居住し就労						10月から奨学金返還開始 (月賦により10月～翌3月まで返還)						交付申請

10月～翌3月の奨学金の返還額を奨励金として交付（上限20万円）

### ◆ 1年目②（奨学金の返還を開始した後に居住・就労した場合）

※4月～9月は交付対象期間外

⇒ 交付対象期間（就労実績としてカウントできる期間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
4月から奨学金返還開始 (月賦により4月～翌3月まで返還)						10月から町内に居住し就労						交付申請

居住・就労後（10月～翌3月分）の奨学金の返還額を奨励金として交付（上限20万円）

### ◆ 2～3年目（1年目①②共通）

交付対象期間（就労実績としてカウントできる期間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
引き続き町内に居住し就労・4月～翌3月まで遅滞なく奨学金を返還 (月賦により4月～翌3月まで返還)												交付申請

4月～翌3月の奨学金の返還額を奨励金として交付（上限20万円）

### ◆ 4年目①②（①1年目に年度途中から奨学金の返還を開始した場合）

### （②1年目に奨学金の返還を開始した後に居住・就労した場合）

交付対象期間（就労実績としてカウントできる期間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①引き続き町内に居住し就労 (就労実績は前年度3月末で満たしている)						4月～9月までに支払った奨学金は交付対象となるため、10月以降に交付申請が可能となる						
②4月～9月まで遅滞なく奨学金を返還 (月賦により4月～9月まで返還)												

4月～9月までの奨学金の返還額を奨励金として交付（上限20万円）

※繰上返還した奨学金の返還額は、前年度に返還した奨学金の額には含みません。

(翌年度以降に返還すべき奨学金を繰上返還した額は、奨励金の交付対象に合算できません)

## 奨励金交付までの流れと手続き

### ① 受給資格登録

**登録時期：就職日から1年以内に以下の書類を総合政策課へ提出**

#### 【共通】

- ・ 奨励金受給資格登録申請書（様式第1号）
- ・ 住民票謄本及び事務所又は事業所の在職証明書
- ・ 就労届書（様式第2号）※自営業のみ

#### 【奨学金返還者のみ】

- ・ 奨学金返還計画書または奨学金返還証明書

町は登録申請書を受理したときは、内容等の審査を行い、適当であると認められた時は申請者へ奨励金受給資格登録認定書（様式第3号）を交付し通知します

※申請者は登録内容に変更があった場合は、奨励金受給資格登録変更（中止）申請書（様式第4号）を速やかに提出しなければなりません。

※住所の変更、離職・転職、返還する奨学金の額に変更があった場合等は総合政策課へご相談下さい。

### ② 交付の申請

#### 【奨学金返還者以外】

**申請時期：就職後36月を経過した日から1年以内に総合政策課へ提出**

- ・ 交付申請書（様式第6号）
- ・ 住民票謄本及び事務所又は事業所の在職証明書（在職期間がわかるもの）
- ・ 町税等を滞納していないことを証する書類（未納がない証明書）

#### 【奨学金返還者】

**申請時期：原則として毎年4月に前年度に返還した奨学金分を総合政策課へ提出**

※要綱改正に伴い、平成28年度中に奨学金を返還した者は、平成29年度分とあわせて交付申請を行うことができます。（平成30年4月に2年分の申請書を提出してください）

- ・ 交付申請書（様式第6号）
- ・ 住民票謄本及び事務所又は事業所の在職証明書（在職期間がわかるもの）
- ・ 町税等を滞納していないことを証する書類（未納がない証明書）
- ・ 奨学金返還証明書

町は交付申請書を受理したときは、内容等の審査を行い、適当であると認められた時は申請者へ交付決定通知書（様式第7号）を交付し通知します

### ③奨励金の請求

#### 提出時期：交付決定後すみやかに総合政策課へ提出

- ・ 交付請求書（様式第8号）

町は請求書を受領後、奨励金を指定口座へ振込みます（請求後2週間を目安に振り込みます）

#### **奨励金の交付決定の取り消し・返還について**

奨励金の申請書類に不正があったり、交付決定後に交付対象者の要件を満たさなくなったりした場合は交付決定を取り消すことがあります。すでに奨励金が支払われている場合は、返還を求めることがありますのでご注意ください。

#### **【交付の決定を取り消す場合】**

- ・ 交付対象期間内に本町外へ転居又は転出した場合
- ・ 交付対象期間内に町内で就労しなくなった場合
- ・ 交付対象期間内に奨学金の返還に遅滞が生じた場合（奨学金返還者のみ）
- ・ 提出した書類に虚偽その他不正があった場合

※ただし、妊娠・出産、病気等で就労が困難となった場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありませんので、総合政策課へご相談下さい。

申請書の提出先及びお問い合わせ先

**長崎県新上五島町 総合政策課 地域づくり班**

〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1

**TEL:0959-53-1113**（直通）/FAX：0959-53-1100

E-mail：[seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp](mailto:seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp)

交付申請書等の様式は、新上五島町のホームページからもダウンロードできます

<http://official.shinkamigoto.net/>